



令和 8年 8 月 31 日
午前・~~午後~~ 13 時 13 分 受領
令和8年 8月 31日

南山城村議会議員 梅 本 章 一 様

南山城村議会議員 土 岐 太 郎

一 般 質 問 通 告 書

次のとおり通告します。

質問事項	質問の要旨	質問の相手
1. 行政の無責任体 質について	保健福祉センター1階の法令違反について、村は今回の件を、一般会計から500万円もの村民の税金を投入して是正すれば、それで終わりだと考えていないか。 そもそも今回の問題は、行政による法令違反によって生じたものである。それにもかかわらず、行政内部では誰も責任を取らず、職員の6月ボーナス(期末・勤勉手当)についても満額支給され、最終的には村民の税金500万円で穴埋めするだけということになれば、村民として到底納得できるものではない。このような対応を許せば、今後も行政の判断ミスや法令違反が発生した際、「後から税金を投入して是正すれば済む」という無責任な前例をつくることになりかねない。また、この問題について村は6月議会において、「当時の村長に責任がある」と答弁している。 そこで問う。 ① 村が答弁した「当時の村長に責任がある」という、その「当時の村長」とは、具体的に誰を指すのか。 ② その村長が在任していた期間と、当該施設の建設及び供用開始時期との関係は。	村長 保険医療課長
2. 獣害について	1. 保育園への猿の出没について 8月18日、保育園に猿が2匹出没し、園児の安全が脅かされる事態が起きている。 猿による被害は、農作物だけの問題ではない。人を襲う危険性もあり、特に小さな子どもたちが日常的に過ごす保育園に出没しているのであれば、事故が起きてからでは取り返しがつかない。役場は、この状況をどこまで深刻に受け止めているのか。 2. ニュータウンにおける猫の糞尿被害について ニュータウンでは、猫の放し飼いによる糞尿被害に近隣住民が苦しんでいる。 自宅の庭や敷地内に繰り返し糞をされても、被害を受けている住民が誰にも相談できず、我慢するしかない状況になってはいないか。「猫だから仕方がない」「個人間の問題だ」として行政が関与しないのであれば、被害を受けている住民は救われない。動物を飼う自由がある一方で、他人の生活環境を侵害してよいということにはならない。 そこで問う。 ① 保育園に猿が出没した場合の関係機関との連携や情報共有を含め、子どもたちの安全を守るための十分な対策は講じられているのか。 ② 猫による糞尿被害についても、被害住民だけが我慢を強いられることなく、行政として飼い主への指導や適正飼育の啓発を行うべきではないか。	村長 保育所長
3. 保育園の壊れた 階段屋根の放置 について	保育園の階段の屋根が壊れ、6月から屋根がない状態が続いている。 雨が降れば階段は濡れ、小さな子供たちが滑って転倒する危険がある。保育園は、子供たちの安全を最優先に考えるべき施設であるにもかかわらず、このような危険な状態が放置されているのは問題ではないか。なぜ、応急的な対応を含め、すぐに修繕しないのか。 そこで問う。 ① 6月から現在まで放置されている理由と、これまでどのような対応をしたか。 ② いつまでに安全な状態へ復旧させるのか。	村長 保育所長